



# 平成30年度「港区奨学生（大学生等）」

## 募集案内

港区では、平成30年度に大学、短期大学、専修学校専門課程に準ずる課程に進学予定で、学業に意欲をもちながらも経済的理由により進学が困難な方に奨学金をお貸ししています。

今年も平成30年4月から貸付を受ける「港区奨学生（大学生等）」を募集します。

**1 募集期間**            平成29年11月7日(火)～ 平成29年12月6日(水)

### 2 応募資格

- (1) 貸付日の6か月前から保護者が港区に住所を有していること。
- (2) 経済的理由により修学が困難であること。
- (3) 高等学校等を卒業見込み又は卒業後2年以内で、初めて大学、短期大学又は専修学校の専門課程（大学の専攻科、別科及び大学院を除く。）に進学すること。
- (4) （独）日本学生支援機構その他同種の返還義務のある奨学金を借りていないこと。（併願はできますが、両方を同時に借りることはできません。）

**3 採用予定人数**        約30名    （応募状況により若干変更することがあります。）

### 4 貸付金額

	国 公 立	私 立
自宅通学（月額）	45,000円以内	54,000円以内
自宅外通学（月額）	51,000円以内	64,000円以内
入学資金	300,000円以内	

- (1) 月額の奨学金については、平成30年4月から貸付けを開始します。
- (2) 入学資金は、希望者に平成30年3月下旬にお貸しします。  
（入学資金のみの貸付けはできませんのでご注意ください。）

### 5 貸付期間

平成30年4月から修学期間中お貸しします。

### 6 申請方法

「貸付申請書記入上の注意」を参考に、「貸付申請書」に必要事項を記入し、在 schools 校長又は卒業した高等学校長の推薦書を添えて、港区教育委員会事務局庶務課へ申し込んでください。

## 7 提出書類

- (1) 港区奨学資金貸付申請書
- (2) 港区奨学生推薦調書（学校記載）
- (3) 平成29年1月1日に港区に住民登録がなかった保護者については、平成28年分の所得が証明できる書類を提出してください。

例・平成28年分源泉徴収票（複数ある場合は全部）又は確定申告書(控)の写し

- ・平成29年度住民税納税通知書又は特別徴収税額の通知書(納税義務者用)の写し
- ・平成29年度住民税課税証明書（住民登録のあった区市町村で発行。有料）など

## 8 収入・所得の上限の目安

主たる家計支持者の収入・所得がおおむね次の表以下となります。

家族構成：父母、本人、中学生 の弟4人家族の場合	※1 給与収入 約747万円以下
	※2 事業所得 約349万円以下

- ※1 給与収入の場合は、源泉徴収票の総支給額（一番高い額）です。
- ※2 事業所得の場合は、売上収入金額から必要経費として売上原価と営業経費を差し引いた金額（税込み）です。
- ※3 収入基準額を超えていても、家庭の事情や経済的な状況（収入の変化など）により、貸付を受けられる場合もありますのでご相談ください。

## 9 募集から採用まで

募 集	11月7日（火）～12月6日（水）
選 考 会	1月中旬～下旬（予定）
採用候補者の決定	1月下旬（予定）
採用手続	2月下旬～3月中旬

※ 選考結果については、平成30年1月下旬（予定）に申請者本人に通知します。

## 10 貸付金の交付

6か月分ずつ奨学生本人の預金口座に振り込みます。

## 11 借用証書の提出

貸付金の請求時に、奨学生と連帯保証人がそれぞれ署名・捺印した借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。

連帯保証人が立てられない場合には、奨学資金を貸し付けることができません。

連帯保証人は、次の要件を備えている方に限ります。

- ・ 一定の職業を持ち、又は独立した生計を営んでいること。
- ・ この奨学金につき、他に保証していないこと。（高校生の時に港区奨学生だった場合、その時の連帯保証人とは異なる方をたててください。）

ただし、以下の方は、連帯保証人になることができません。

- ・ 父母
- ・ 未成年者
- ・ 生計が同一の方
- ・ 債務を保証する能力のない方
- ・ 貸付終了時に満65歳を超える方

## 12 返還について

奨学資金貸付金制度は、保護者にお貸しするものではなく、学生本人にお貸しするものです。  
借り受けた学生本人は、必ず返還しなければなりません。

奨学金は無利子です。貸付け終了の翌月から1年の据置き期間ののち、12年以内で月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法により、口座振替にて均等分割で、返還していただきます。

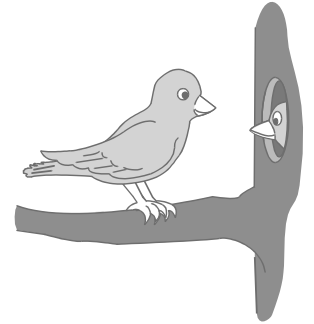
## 13 問い合わせ先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区教育委員会事務局庶務課庶務係(区役所7階・710窓口)

☎代表(3578)2111 内線2701 FAX(3578)2759

《参考》母子及び父子家庭の方には、『東京都母子及び父子福祉資金』制度があります。この制度には、修学資金・就学支度資金などがあります。詳しくは、「子ども家庭課 家庭相談センター(3578-2436)」へお問い合わせください。  
 なお、「港区奨学資金」と「母子及び父子福祉資金」の両方の貸付を受けることはできません。



(裏面は「貸付申請書記入上の注意」ですので、御参照ください。)

### \* 返還の目安 \*

将来どのように返還したらいいの?と心配な人は、以下の表を参考にしてください。

(単位:円)

借用事例	借用金額	10年間で返す場合			12年間で返す場合		
		月賦	半年賦	年賦	月賦	半年賦	年賦
月額45,000円を4年間	2,160,000	18,000 *18,000	108,000 *108,000	216,000 *216,000	15,000 *15,000	90,000 *90,000	180,000 *180,000
月額51,000円を4年間	2,448,000	20,400 *20,400	122,400 *122,400	244,800 *244,800	17,000 *17,000	102,000 *102,000	204,000 *204,000
月額54,000円を2年間	1,296,000	10,800 *10,800	64,800 *64,800	129,600 *129,600	9,000 *9,000	54,000 *54,000	108,000 *108,000
月額64,000円を2年間	1,536,000	12,800 *12,800	76,800 *76,800	153,600 *153,600	10,700 *5,900	64,000 *64,000	128,000 *128,000
入学資金300,000円と 月額45,000円を4年間	2,460,000	20,500 *20,500	123,000 *123,000	246,000 *246,000	17,100 *14,700	102,500 *102,500	205,000 *205,000
入学資金300,000円と 月額51,000円を4年間	2,748,000	22,900 *22,900	137,400 *137,400	274,800 *274,800	19,100 *16,700	114,500 *114,500	229,000 *229,000

※上段は一回当たりの返還金額です。

※下段\*印は最終回の返還金額です。